

7月は「差別をなくす強調月間」です

一人ひとりが個性を発揮できる社会づくり

差別をなくす
強調月間って？



昭和44(1969)年7月に同和対策事業特別措置法が制定されたことを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、関係団体などと連携し、人権尊重意識の浸透や、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

この機会に、部落差別の解消をはじめ、さまざまな人権問題について考えることで、誰もが「かけがえのない存在として尊重される社会」をめざしましょう。

※強調月間中の県、市町村、関係団体の行事は県人権施策課HPに掲載



令和6年度人権啓発パネル展

時 7月17日(水)～28日(日)9時～20時
所 県立図書情報館(奈良市)

市町村での取組

県内市町村でも、「差別をなくす市町村民集会」など、人権啓発行事が行われています。詳しくは、お住まいの市町村人権啓発担当課へ。

人権メッセージ募集中！

自分や自分の大切な人のことをおもしろいように、周りの人のことも少しずつおもしろいことが、だれもが暮らしやすい社会につながります。それぞれがかけがえのない人間として、お互いに支え合い、助け合い、おもしろいを大切に。読んだ人の心が温かくなるような人権メッセージを募集しています。入賞作品は、冊子形式の作品集に、かわいいイラストとともに掲載します！

テーマ 「ささえあい・たすけあい」

応募締切 令和6年9月9日(月)必着

詳しくは、県人権施策課HPをご確認ください。



県人権施策課HP



参考：令和5年度作成
「奈良県人権メッセージ作品集Vol.12」

ご希望の方には無料で配布しています。
(送料のみご負担ください。)
県人権施策課のHPでもご覧になれます。

令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたことを受け、県では、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、令和6年4月1日に「奈良県パートナーシップ制度」を導入しました。届出にあたって必要な書類などについては、県人権施策課HPをご確認ください。

奈良県パートナーシップ制度を導入しました

奈良県人権施策課相談窓口

秘密厳守

相談無料

人権に関するさまざまな
問題や悩みについて、
相談を受け付けています。

☎0742-27-8726 FAX0742-27-8721

時 平日8時30分～17時15分(年末年始を除く)

所 奈良市登大路町30 県庁舎4階 ※来所相談も可(随時)

☎ 県人権施策課 ☎0742-27-8719 FAX0742-27-8721 🌐 www.pref.nara.jp/1657.htm